

証券コード 2175

平成30年5月30日

## 株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目11番1号  
株式会社エス・エム・エス  
代表取締役社長 後 藤 夏 樹

### 第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月20日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時（開場：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト(<http://www.bm-sms.co.jp/ir/>)

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

### 1. 当社グループの現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 概況

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	23,054	26,611	3,556	15.4%
営業利益	3,646	4,021	375	10.3%
経常利益	4,430	5,007	576	13.0%
親会社株主に 帰属する 当期純利益	2,801	3,361	560	20.0%

当社グループは「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」をグループミッションに掲げています。事業領域を介護・医療・ヘルスケア・シニアライフと定義し、日本及びアジア・オセアニアにおいて、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザーに情報をコアとした様々なサービスを提供しています。

当社グループの事業領域である高齢社会に関連する市場は年々拡大し、今後もさらに拡大が見込まれています。

日本においては、高齢者人口（65歳以上）が平成29年10月1日時点で約3,515万人、人口構成比27.7%に達し、世界で最も高い水準となっています。また、それに伴い介護費、医療費も急増し、それぞれ10兆円、40兆円に達しています。（注1）

アジア・オセアニア地域においては、人口増加や経済発展を背景に医療・ヘルスケア市場が急拡大しており、医療支出は1兆ドル以上（注2）と日本の2倍を超える規模となっています。

このように高齢社会に関連する市場が年々拡大する中で、飛躍的に情報量が増加し、また、その情報は多様化・複雑化しています。このため、適正な情報発信・受信に対するニーズはますます高まり、当社グループにとって膨大な事業機会が生まれるものと認識しています。

当社グループはそのような事業機会をいち早く捉え、様々な事業を展開しています。

人手不足が続く介護・医療領域において、早くから業界に特化し人材紹介・求人情報を中心としたキャリア関連市場を切り拓いてきました。特に人材ニーズの強い介護職に対しては、人材派遣や資格取得スクールといった新たなサービスの提供も開始し、従事者・事業者への多様な価値提供が可能となっています。展開サービスの拡充や未対応の医療・介護系の職種に対してキャリア関連サービスを拡張し、長期的かつ持続的な成長を実現していきます。

介護事業者向け経営支援サービス「カイポケ」では、保険請求サービスに加え、採用・業務改善・購買・金融等の様々なサービスをワンストップで提供し、介護事業者の経営を総合的に支援しています。介護事業者に対し経営改善という新たな価値を提供することで、成長を加速させていきます。

海外においては、平成27年10月にアジア・オセアニアで医薬情報サービスを展開するMIMSグループを買収し、現在14の国と地域でサービスを提供しています。1963年に創業し50年以上にわたる歴史をもつMIMSブランドは域内で圧倒的な知名度を誇り、医療従事者の会員数は約230万人にのぼります。とりわけ医師は多くの国で高い会員登録率を有しています。また、その強固な会員基盤を活かし、域内の製薬企業・医療機関との間で幅広い取引関係を構築しています。さらに、平成29年6月のMelorita社の子会社化によりグローバルキャリアビジネスを本格的に開始しました。MIMSグループをアジア・オセアニア地域での事業展開のプラットフォームとすることで、製薬会社のマーケティング支援及びグローバルキャリアビジネスを強力に推進し、さらなる成長を実現していきます。

上記に加え、ヘルスケア領域、シニアライフ領域を中心に、様々な新規事業の開発を行っています。

当社グループは今後も拡大する市場から生まれる事業機会を捉え、国内外において新たなサービスを次々と数多く生み出し、長期的かつ持続的な発展を実現していきます。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、以下のとおりです。  
売上高は、キャリア関連事業の拡大及び「カイポケ」の会員数増加等により、26,611百万円（前期比15.4%増）となりました。

営業利益は、4,021百万円（前期比10.3%増）となりました。

経常利益は、持分法投資利益が増加し、5,007百万円（前期比13.0%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、3,361百万円（前期比20.0%増）となりました。

- （注1）高齢者人口・構成比：総務省統計  
介護費：平成27年度、厚労省資料（介護保険総費用）  
医療費：平成27年度、厚労省統計  
（注2）平成27年、WHO統計

## ② 分野別の概況

当社グループでは、キャリア・介護事業者・海外・事業開発の4分野を事業部門として開示しています。また、キャリア分野は介護キャリア・医療キャリアに細分化し開示しています。

### <事業部門別売上高>

（単位：百万円）

事業部門	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
キャリア分野	13,972	16,863	2,891	20.7%
介護キャリア	4,025	5,836	1,810	45.0%
医療キャリア	9,946	11,027	1,081	10.9%
介護事業者分野	2,782	3,328	545	19.6%
海外分野	4,786	5,109	322	6.7%
事業開発分野	1,512	1,309	△202	△13.4%
合計	23,054	26,611	3,556	15.4%

#### <キャリア分野>

介護キャリアにおいては、介護職向け人材紹介サービス「カイゴジョブエージェント」がキャリアパートナーを大幅に増員し大きく成長しています。また理学療法士/作業療法士/言語聴覚士向け人材紹介サービス「PT /OT人材バンク」が好調に推移しました。

医療キャリアにおいては、看護師向け人材紹介サービス「ナース人材バンク」が順調に推移しました。

また、当社グループは平成29年11月に、柔道整復師/あん摩マッサージ師/はり師/きゅう師向けに、人材紹介/求人情報/資格取得スクール等のキャリア関連サービスを提供しているウィルワン社を子会社化しました。

以上の結果、キャリア分野の当連結会計年度の売上高は、16,863百万円（前期比20.7%増）となりました。

#### <介護事業者分野>

介護事業者分野においては、介護事業者向け経営支援サービス「カイボケ」の業績が会員数の増加や、有料オプションサービス及びファクタリングサービス等の定額外のアドオンサービスの利用拡大により順調に推移しました。

以上の結果、介護事業者分野の当連結会計年度の売上高は、3,328百万円（前期比19.6%増）となりました。

#### <海外分野>

海外分野は、前連結会計年度に実施した子会社のeChannelling社等の売却による売上高減少の影響がありながらも、MIMSグループにおける既存事業の成長及び平成29年6月に子会社化したマレーシア人看護師の人材紹介を行うMelorita社の寄与により、順調に推移しました。MIMSグループのPharma Marketing事業では、営業人員を中心に積極的な採用を行い、成長のための体制構築が進んでいます。また、Melorita社の子会社化により、グローバルキャリアビジネスを本格的にスタートさせました。

以上の結果、海外分野の当連結会計年度の売上高は、5,109百万円（前期比6.7%増）となりました。

#### <事業開発分野>

事業開発分野においては、看護師向け通販事業「ピュアナース」を平成29年12月末でサービス提供終了したことにより、前期比で減収となりました。新規事業については、ヘルスケア領域におけるIoTを活用した保健指導・重症化予防・健康相談等のサービス、シニアライフ領域における高齢者特有の食・住・介護等まつわるサービスを中心に開発が進んでいます。

以上の結果、事業開発分野の当連結会計年度の売上高は、1,309百万円（前期比13.4%減）となりました。

#### (2) 設備投資の概況

当連結会計年度における設備投資額は922百万円です。

主な内容は、介護事業者向け経営支援サービス「カイポケ」で使用するソフトウェア624百万円です。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

#### (4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度においては、重要な企業再編等は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

当社グループでは、次の4点を重要課題として取り組んでいます。

① キャリア事業の強化

当社グループは、キャリア事業の継続的成長が、当社グループの成長の土台になると考えています。

これまで、看護師向け人材紹介を中心とするキャリア事業は、強い競争力をもち、規模を拡大してきました。今後も、深刻な人手不足を背景に、継続的な成長が可能であると考えています。また、介護職向けサービスにおいては、求人情報・従事者コミュニティサービスの提供を通じて構築した会員基盤を活かし、人材紹介・求人情報・人材派遣・介護関連資格講座等の様々なサービスを展開し、多様な従事者・事業者ニーズに応えることで、大きく成長することが可能であると考えています。

今後、キャリアパートナーを継続的に採用していくとともに、展開サービスの拡充や未対応の医療・介護系の職種に対してキャリア関連サービスを拡張することで、さらにキャリア事業を成長させていきます。

② 介護事業者向け経営支援サービスの強化

当社グループは、介護事業者向け経営支援サービス「カイボケ」が今後の成長を牽引する事業になると考えています。

在宅介護事業者は約8割が中小規模の事業者で、さらに、その約半数が赤字といわれています。今後、日本の介護サービスの品質向上には、中小規模の事業者の財務の改善及び業務の効率化が必要不可欠です。

このようなニーズを踏まえ、当社グループは業界で唯一の経営支援サービスを提供しており、会員数は順調に増加しています。

今後、さらに成長を加速させていくために、中小規模の事業者を中心とした会員の獲得により会員数を継続的に増加させていきます。また、「カイボケ」が対応可能な介護事業所種別を拡大し、サービス対象となる介護事業所を増加させるとともに、さらに介護事業者から必要とされる新たな周辺サービスの開発を推進することで、提供価値を最大化させていきます。

### ③ 海外事業の強化

当社グループは、MIMSグループのアジア・オセアニア地域での圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤及び製薬会社・医療機関との取引基盤を事業展開の核とすることで、海外戦略を強力に推進できると考えています。

MIMSグループは域内最大の約230万人の会員を有するプラットフォームをもち、また、発行する薬剤情報誌には、ほとんどの先発医薬品の情報を製薬会社が掲載しています。今後、医療従事者に対し様々なサービスを提供することで、より強固なプラットフォームを構築し、製薬会社のマーケティング支援をさらに強化していきます。

さらに、MIMSグループの会員基盤に当社がこれまでの事業展開で培ったキャリア事業ノウハウとMelorita社のクロスボーダーでのオペレーションノウハウを組み合わせ、医療機関向けに人材紹介・求人情報等のキャリアビジネスを展開し、膨大なアジア医療従事者に対してアジア域内外での転職支援を行い、日本と同様に圧倒的な地位を確立していきます。

### ④ 新規事業の開発・育成

当社グループは、介護・医療・ヘルスケア・シニアライフの各領域において、新規事業を次々と創造・拡大し、次の主要事業を生み出すため、常に数多くの事業を開発・育成しています。

ヘルスケア領域におけるIoTを活用した保健指導・重症化予防・健康相談等のサービス、シニアライフ領域における高齢者特有の食・住・介護等にまつわるサービスを中心に、新規事業の開発を推進しています。

今後も高齢社会に関連する市場の拡大が見込まれるなか、確実に事業機会を捉え、次々と市場に求められる事業を生み出していきます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売 上 高 (百万円)	15,056	19,069	23,054	26,611
営 業 利 益 (百万円)	2,079	2,756	3,646	4,021
経 常 利 益 (百万円)	2,693	3,509	4,430	5,007
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,824	2,265	2,801	3,361
1株当たり当期純利益 (円)	44.72	55.86	67.49	77.43
総 資 産 (百万円)	11,421	41,689	43,231	46,087
純 資 産 (百万円)	6,923	13,157	21,583	23,641
1株当たり純資産額 (円)	168.03	211.03	394.76	443.44

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

3. 当社は平成26年11月19日開催の取締役会決議により、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しました。第12期における1株当たり当期純利益及び純資産額については、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しています。

(7) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況 (注1)

(平成30年3月31日現在)

(国内)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権 比率	主要なサービス内 容
株式会社エス・エム・ エスキャリア	東京都港区	100 百万円	100%	人材紹介、求人情 報等

(海外)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権 比率	主要なサービス内 容
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	シンガポール	29 百万 シンガポールドル	100%	海外事業の統 括、海外の事業 会社に対する投 資等
MIMS Pte. Ltd. (注2)	シンガポール	20 百万 シンガポールドル	60% (60%)	医療従事者・事 業者向け医療情 報サービス
MIMS (Shanghai) Ltd. (注2)	中国	3 百万 米ドル	60% (60%)	医療従事者・事 業者向け医療情 報サービス
MIMS (NZ) Limited (注2)	ニュージーランド	4 百万 ニュージーランドドル	60% (60%)	医療従事者・事 業者向け医療情 報サービス
KIMS Limited (注2)	韓国	2,697 百万 韓国ウォン	60% (60%)	医療従事者・事 業者向け医療情 報サービス
SENIOR MARKETING SYSTEM SDN. BHD. (注2)	マレーシア	14 百万 マレーシアリングギット	100% (19%)	医療機関向け経 営支援サービス

(注1) 特定子会社のみを記載しています。特定子会社以外も含め、連結子会社の数は40社です。

(注2) 議決権比率欄内の( )内は、間接所有割合です。

## ② 関連会社の状況

(平成30年 3月31日現在)

会社名	住所	資本金	当社の議決権比率	主要なサービス内容
エムスリーキャリア株式会社	東京都港区	100 百万円	49%	医師/薬剤師向け人材紹介等

### (8) 主要な事業内容 (平成30年 3月31日現在)

当社グループでは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。事業領域を介護・医療・ヘルスケア・シニアライフと定義し、日本及びアジア・オセアニアにおいて、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザーに情報をコアとした様々なサービスを提供しています。

各分野における主なサービスの内容は下表のとおりです。

事業分野	主な事業内容
キャリア分野	看護師向け人材紹介、介護職向け求人情報・人材紹介・人材派遣・資格講座等
介護事業者分野	介護事業者向け経営支援
海外分野	製薬会社向けマーケティング支援、グローバルキャリアビジネス等
事業開発分野	保健指導、重症化予防、健康相談、食事宅配検索、リフォーム事業者情報等

(9) 主要な拠点等（平成30年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都港区芝公園二丁目11番1号

② 子会社

株式会社エス・エム・エスカリア	東京都港区（注1）
株式会社エス・エム・エスサポートサービス	北海道札幌市中央区
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	シンガポール
MIMS Pte. Ltd.	シンガポール（注2）
MIMS (Shanghai) Ltd.	中国（注2）
MIMS (NZ) Limited	ニュージーランド（注2）
KIMS Limited	韓国（注2）
SENIOR MARKETING SYSTEM SDN. BHD.	マレーシア

（注1）株式会社エス・エム・エスカリアの拠点：全国13事業所  
（注2）MIMSグループの拠点：上記を含めアジア・オセアニアの14の国と地域

(10) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,953名	172名増

（注）従業員数は、当連結会計年度において172名増加しています。これは主に、株式会社エス・エム・エスカリアにおいて看護師向け人材紹介サービス、介護職向け人材紹介サービス等の人員が増加したことによるものです。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307名	50名増	32.7歳	2.6年

（注）従業員数は、当社から子会社への出向社員15名を除く就業人員数です。

(11) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金額（百万円）
株式会社三井住友銀行	7,657
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,428

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付けで株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 144,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 43,421,000株  
 (3) 株主数 4,040名  
 (4) 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
M O R O 合 同 会 社	7,863,659	18.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,734,800	6.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,335,700	5.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,831,200	4.21
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,300,000	2.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,242,403	2.86
アズワシ株式会社	1,202,000	2.76
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,144,600	2.63
BBH FOR FSP-TECHNOLOGY 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	1,011,900	2.33
JP MORGAN CHASE BANK 385675 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	963,656	2.21

- (注) 1. 当社は、自己株式を155株保有していますが、発行済株式の総数に含めて表示していません。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。  
 3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付けで株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

#### 第9回新株予約権

新株予約権の発行決議日	平成25年7月17日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 2名
新株予約権の数	当社取締役 72個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 14,400株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	148,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成30年7月18日から 平成35年7月17日まで

#### 第10回新株予約権

新株予約権の発行決議日	平成26年7月16日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	当社取締役 1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 200,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	294,200円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成33年7月17日から 平成36年7月16日まで

### 第11回新株予約権

新株予約権の発行決議日	平成28年7月20日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 2名
新株予約権の数	当社取締役 120個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 12,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	240,900円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成31年7月20日から 平成38年7月19日まで

（注）監査等委員である社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げ、国内外で40を超えるサービスを展開しております。

当社は創業以来増収増益を達成しておりますが、グループミッションを実現していくためには、今後も既存事業を成長させるとともに、新規事業の開発・育成を推進し、さらに業容を拡大させていく必要があります。そのため、当社グループの役職員の業容拡大及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、以下の新株予約権を発行しております。

#### 第12回新株予約権

新株予約権の発行決議日	平成28年7月20日
新株予約権を有する者の人数	43名
新株予約権の数	2,060個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 206,000株
新株予約権の発行価額	600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	238,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成31年7月1日から 平成36年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)

(別記)

①新株予約権者は、平成31年3月期におけるEBITDAの額が、下記(a)乃至(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

(a) EBITDAの額が4,977百万円を超過していること 行使可能割合 10%

(b) EBITDAの額が6,462百万円を超過していること 行使可能割合 50%

(c) EBITDAの額が8,216百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でない当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

### 第13回新株予約権

新株予約権の発行決議日	平成29年 5月29日
新株予約権を有する者の人数	46名
新株予約権の数	1,590個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 159,000株
新株予約権の発行価額	1,500円（新株予約権 1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	305,500円（新株予約権 1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成32年 7月 1日から 平成37年 6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)

(別記)

①新株予約権者は、平成32年3月期における営業利益の額が、下記 (a) 乃至 (c) に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

(a) 営業利益の額が4,853百万円を超過していること 行使可能割合 10%

(b) 営業利益の額が6,301百万円を超過していること 行使可能割合 50%

(c) 営業利益の額が8,011百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないときと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	後藤夏樹	エムスリーキャリア株式会社取締役
取締役	杉崎政人	経営管理本部長 エムスリーキャリア株式会社監査役
取締役（監査等委員）	松林智紀	のぞみ総合法律事務所 オブカウンセル
取締役（監査等委員）	矢野拓也	アクトアドバイザーズ株式会社代表取締役 アクトアドバイザーズ会計事務所代表 アクトアドバイザーズ税理士法人代表社員
取締役（監査等委員）	伍藤忠春	日本製菓工業協会理事長

- (注) 1. 取締役松林智紀、矢野拓也及び伍藤忠春は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役（監査等委員）松林智紀は、弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
3. 取締役（監査等委員）矢野拓也は、公認会計士・税理士として長年活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
4. 取締役（監査等委員）伍藤忠春は、厚生労働省在籍時の知見並びに現在の理事長職を通じ、介護、医療分野等、当社の事業環境への深い理解と見識を有しています。
5. 当社は、取締役松林智紀、矢野拓也及び伍藤忠春を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
6. 平成29年6月22日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって取締役川口肇は任期満了により退任しました。
7. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

### (2) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	3名	123百万円
取締役（監査等委員）	3名	18百万円
合計（うち社外役員）	6名 (3名)	142百万円 (18百万円)

- (注) 1. 平成28年6月24日開催の第13期定時株主総会決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額200百万円、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100百万円です。
2. 報酬等の額には、取締役（監査等委員を除く。）に対するストックオプションとしての報酬等の額31百万円を含めています。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役松林智紀は、のぞみ総合法律事務所オブカウンセルであります。同社と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役矢野拓也は、アクトアドバイザーズ株式会社代表取締役、アクトアドバイザーズ会計事務所代表及びアクトアドバイザーズ税理士法人代表社員であります。同社と当社の間には、特別の関係はありません。

取締役伍藤忠春は、日本製薬工業協会理事長であります。同協会と当社との間には、特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	松 林 智 紀	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会15回の全てに出席しました。弁護士としての豊富な知識・経験から意見を述べるなど、助言・提言を行っています。
取締役 (監査等委員)	矢 野 拓 也	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会15回の全てに出席しました。公認会計士・税理士としての豊富な知識・経験から意見を述べるなど、助言・提言を行っています。
取締役 (監査等委員)	伍 藤 忠 春	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査等委員会15回のうち11回に出席しました。介護・医療分野の豊富な知識・経験から意見を述べるなど、助言・提言を行っています。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）として有用な人材を迎えるとともに、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより取締役（業務執行取締役等である者を除く。）3名全員は当社との間で、当該責任限定契約を締結しています。契約内容の概要は次のとおりです。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、その職務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、職務遂行にあたり、会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める額を限度額として、その責任を負うものとする。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 37百万円

当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 48百万円

(注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの総額にて報酬等の記載を行っています。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため、下記の通り内部統制基本方針を定めています。取締役会は、内部統制基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、適法かつ効率的な業務の執行体制を維持しています。なお、最終改訂は平成28年6月15日に取締役会にて決議しています。

#### 1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- ②当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ③当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社及び当社子会社におけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- ④内部監査部門は、当社グループにおける、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ⑤社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
- ②当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

### 3. 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- ②リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- ③当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、当社グループにおける取締役会をはじめとする各会議体の運営方針、業務分掌・職務権限に関して規定し、取締役の職務、権限及び責任等を明確化する。また、取締役会に付議すべき事項を定め、その他の会議体、各部門責任者へ権限を委譲し、業務執行全般の効率的な運営を行う。
- ②当社は、取締役会において当社グループ運営上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は各部門と業務進捗会議を定期的実施することにより情報共有を迅速に行い、適切な経営判断を実施する。
- ③当社は、取締役会においてグループ戦略を定め、各部門および各子会社はグループ戦略を踏まえ自部門・個社の戦略を策定する。また、その進捗状況を定期的に取締役会がモニタリングすることにより戦略の実行を担保する。
- ④当社は、取締役会に加えて、定期的に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要業務を執行する管理職で構成する経営会議を開催し、経営情報の共有化を図ると共に、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。重要な子会社においても同様の体制を構築し、経営の効率化を図る。
- ⑤コーポレート部門は、経営管理・リスク管理・人事管理・業務管理の各項目で、取締役会の意思決定と事業部門の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、個社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

**5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
- ②当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
- ③当社が設置する内部通報窓口は、国内当社グループの全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
- ④内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

**6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性に関する事項**

- ①当社の監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。
- ②監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
- ③監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。

**7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制**

- ①当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。

- ②内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、内部通報の状況その他活動状況の報告を行うものとする。
8. **当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**  
当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。
9. **当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに関する方針に関する事項**  
当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。
10. **その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ①監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの説明を受ける。
- ②監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行について

- ①取締役会規程その他の社内規程を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう徹底しています。
- ②当連結会計年度において取締役会を17回開催し、各議案についての活発な意見交換・審議がなされ、意思決定及び監督機能の実効性を確保した運用がされています。また、取締役及び重要業務を執行する管理職で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しています。
- ③必要に応じて職務権限規程等を見直し、重要度に応じ効率的かつ適切な意思決定がされる体制を維持しています。

2. 監査等委員会の監査・監督体制について

- ①当連結会計年度において監査等委員会を15回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しています。
- ②監査等委員は、取締役会・経営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、業務執行取締役の職務執行を監査・監督し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しています。
- ③監査等委員会が稟議書等の重要資料を閲覧できる等、十分な情報を得られる環境を整備しています。

3. コンプライアンスに関する取組みについて

- ①個人情報保護について、当社及び子会社の計2社において「プライバシーマーク」を取得しており、制度に則った厳正な管理を実施しています。
- ②内部通報窓口を設け、コンプライアンス違反行為等を報告した者が、当該報告により不利な取り扱いを受けないようにするために、「内部通報者保護規程」を定め社内イントラネットに掲載して周知を図っています。

- ③従業員のリスク感度向上のため、コンプライアンス違反の事例やケーススタディを定期的にメールにて配信するとともに、社内イントラネットにも掲載しています。
- ④内部監査室にて、当社グループにおける内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行っています。

#### 4. 当社子会社における業務の適正の確保について

一定の基準に該当する重要事項については、最終意思決定前に当社の取締役会・経営会議等での報告・承認を求めることを子会社職務権限規程に定め、適切な経営がなされることを監督する体制をとっています。これに従い、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項については、子会社と協力して意思決定を行うと共に、当社が報告を受けるべき子会社の重要事項の報告を受けています。

#### 5. 反社会的勢力排除について

- ①「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と連携しながら、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っています。
- ②取引先について厳正なチェックを行い、また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込む等により反社会的勢力との取引を防止するよう努めています。

#### (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としています。

当連結会計年度においては、利益還元として株主配当を実施できる状況にあると判断しました。平成30年3月期の1株当たり期末配当につきましては、13円といたしたいと存じます。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	18,113	流動負債	10,400
現金及び預金	9,515	買掛金	292
売掛金	4,308	短期借入金	8
商品及び製品	50	1年内返済予定の長期借入金	1,395
仕掛品	29	未払金	5,061
貯蔵品	20	未払費用	289
未収入金	3,474	未払法人税等	1,068
前払費用	571	未払消費税等	406
繰延税金資産	353	前受金	1,183
その他	12	預り金	70
貸倒引当金	△ 224	賞与引当金	445
<b>固定資産</b>	<b>27,974</b>	返金引当金	153
有形固定資産	405	その他の	22
建物	413	<b>固定負債</b>	<b>12,046</b>
減価償却累計額	△ 252	長期借入金	9,690
建物(純額)	160	退職給付に係る負債	160
工具、器具及び備品	687	繰延税金負債	2,175
減価償却累計額	△ 454	その他	19
工具、器具及び備品(純額)	233	<b>負債合計</b>	<b>22,446</b>
機械装置及び運搬具	39	<b>(純資産の部)</b>	
減価償却累計額	△ 27	株主資本	20,677
機械装置及び運搬具(純額)	11	資本金	2,167
<b>無形固定資産</b>	<b>24,703</b>	資本剰余金	3,965
のれん	11,539	利益剰余金	14,545
ソフトウェア	1,382	自己株式	△ 0
商標	9,412	その他の包括利益累計額	△ 1,423
顧客関係資産	2,368	その他有価証券評価差額金	0
その他	0	為替換算調整勘定	△ 1,423
投資その他の資産	2,865	新株予約権	135
投資有価証券	1,721	非支配株主持分	4,252
繰延税金資産	377		
敷金及び保証金	746	<b>純資産合計</b>	<b>23,641</b>
その他	20	<b>負債・純資産合計</b>	<b>46,087</b>
<b>資産合計</b>	<b>46,087</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		26,611
売上原価		4,338
売上総利益		22,273
販売費及び一般管理費		18,251
営業利益		4,021
営業外収益		
為替差益	29	
受取利息	8	
持分法による投資利益	950	
その他	58	1,047
営業外費用		
支払利息	48	
その他	13	61
経常利益		5,007
特別利益		
固定資産売却益	5	5
特別損失		
減損損失	3	
固定資産除売却損	31	
関係会社株式売却損	28	
投資有価証券評価損	19	
事業撤退損	14	98
税金等調整前当期純利益		4,914
法人税、住民税及び事業税	1,707	
法人税等調整額	△ 299	1,408
当期純利益		3,506
非支配株主に帰属する当期純利益		145
親会社株主に帰属する当期純利益		3,361

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				自 己 株 式	株主資本合計
	資 本 金	資 余 金	本 金 剰 余 金	利 剰 余 金		
平成29年4月1日高	2,153	4,148	11,662	△ 0		17,963
連結会計年度中の額						
新株の発行	14	14	-	-		29
剰余金の配当	-	-	△ 478	-		△ 478
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	3,361	-		3,361
連結範囲の変動に伴う剰余金の増減	-	△ 197	-	-		△ 197
自己株式の取得	-	-	-	△ 0		△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-		-
連結会計年度中の計	14	△ 183	2,882	△ 0		2,713
平成30年3月31日高	2,167	3,965	14,545	△ 0		20,677

	その他の包括利益累計額			新 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券価差額金	為替換算調整勘定	その他の利益累計額合計			
平成29年4月1日高	0	△ 838	△ 838	110	4,347	21,583
連結会計年度中の額						
新株の発行	-	-	-	-	-	29
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 478
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	3,361
連結範囲の変動に伴う剰余金の増減	-	-	-	-	-	△ 197
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 0	△ 584	△ 584	25	△ 95	△ 655
連結会計年度中の計	△ 0	△ 584	△ 584	25	△ 95	2,058
平成30年3月31日高	0	△ 1,423	△ 1,423	135	4,252	23,641

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 40社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社エス・エム・エスキヤリア  
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.  
MIMS Pte. Ltd.  
MIMS (Shanghai) Ltd.  
MIMS (NZ) Limited  
KIMS Limited  
SENIOR MARKETING SYSTEM SDN. BHD. 等

株式会社ウィルワンほか8社は、株式取得及び新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含まれました。

株式会社エス・エム・エスメディケアサービスほか1社は、株式売却により、当連結会計年度より連結の範囲から除外いたしました。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法を適用した関連会社の数 3社
- ・ 持分法を適用した主な関連会社の名称 エムスリーキャリア株式会社 等

##### ② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・ 持分法を適用していない関連会社の数 1社
- ・ 持分法を適用していない主な関連会社の名称 HelpingDoc Private Limited
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社エス・エム・エスキャリア、株式会社エス・エム・エスサポートサービス、株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス、株式会社ツヴァイク、株式会社ワークアンビシャス及び株式会社ウィルワンの決算日は3月末日であり、連結決算日（3月末日）と一致しております。

また、上記以外の連結子会社の決算日は12月31日ではありますが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品、仕掛品、貯蔵品 主として移動平均法による原価法を採用しております。  
(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### ② 固定資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6～15年
工具、器具及び備品	3～9年
機械装置及び運搬具	2～5年

##### ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア	社内利用可能期間（5年以内）
商標権	非償却
顧客関係資産	12年

#### ③ 引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 返金引当金 当社と事業者間の人材紹介取引契約書の返金制度に基づき、求職者の退社に伴う返金の支払いに備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

#### ④ 重要なヘッジ会計の方法

##### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

##### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

##### ハ. ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

##### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

#### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### イ. のれんの償却方法

及び償却期間

のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。

##### ロ. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

##### ハ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。

##### ニ. 外貨建の資産又は負債の

本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ホ. 退職給付に係る負債の  
計上基準

- ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ・数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括処理することとしております。

## 2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	43,382,600株	38,400株	—	43,421,000株

(注) 増加株式数38,400株は、新株予約権の行使による増加です。

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	113株	42株	—	155株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	477	11	平成29年3月31日	平成29年6月23日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	564	13	平成30年3月31日	平成30年6月22日

## (4) 新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度期末
平成23年8月決議 (第7回) ストック・オプション	普通株式	6,400	—	—	6,400
平成24年7月決議 (第8回) ストック・オプション	普通株式	57,600	—	43,200	14,400
平成25年7月決議 (第9回) ストック・オプション	普通株式	62,400	—	4,800	57,600
平成26年7月決議 (第10回) ストック・オプション	普通株式	200,000	—	—	200,000
平成28年7月決議 (第11回) ストック・オプション	普通株式	18,000	—	—	18,000
平成28年7月決議 (第12回) ストック・オプション	普通株式	206,000	—	2,000	204,000
平成29年5月決議 (第13回) ストック・オプション	普通株式	—	159,000	1,000	158,000
合計	—	550,400	159,000	51,000	658,400

(注) 1. 上表の新株予約権は、第7回分については平成28年8月19日より、第8回分については平成29年7月20日より、第9回分については平成30年7月18日より、第10回分については平成33年7月17日より、第11回分については平成31年7月20日より、第12回分については平成31年7月1日より、第13回分については平成32年7月1日より権利行使可能となります。

2. 上記の減少の内訳として、第8回新株予約権の権利行使によるものが38,400株、権利の失効によるものが4,800株、第9回新株予約権の権利の失効によるものが4,800株、第12回新株予約権の権利の失効によるものが2,000株、第13回新株予約権の権利の失効によるものが1,000株です。

### 3. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動によって獲得した資金を以て事業運営を行うことを原則としております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針です。

##### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、そのほとんどが2ヵ月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

長期借入金は、主にM&Aにおける株式取得を目的としたものです。また、金利変動リスクや為替変動リスクは、金利スワップや通貨スワップを利用して個別契約ごとにデリバティブ取引をヘッジ手段としております。

##### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	9,515	9,515	—
(2) 売掛金	4,308	4,308	—
貸倒引当金	△224	△224	—
	4,084	4,084	—
(3) 未収入金	3,474	3,474	—
資産合計	17,074	17,074	—
(4) 長期借入金（※）	11,086	11,046	△39
(5) 未払金	5,061	5,061	—
(6) 未払法人税等	1,068	1,068	—
負債合計	17,216	17,176	△39
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は、固定金利又は金利スワップにより金利を固定化しているため、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該借入金等の時価に含めて記載しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投 資 有 価 証 券 非 上 場 株 式	1,721

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

## 4. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 443円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円43銭  |

## 5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 6. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	6,899	流 動 負 債	2,699
現金及び預金	3,646	1年内返済予定の 長期借入金	1,201
売掛金	1,340	未払金	866
商品及び製品	49	未払費用	83
仕掛品	2	未払法人税等	407
貯蔵品	8	前受金	5
未収入金	776	預り金	38
前払費用	220	その他	96
繰延税金資産	46	固 定 負 債	9,016
関係会社短期貸付金	831	長期借入金	9,009
関係会社1年内長期貸付金	44	長期預り保証金	7
その他	0	負 債 合 計	11,715
貸倒引当金	△ 68	( 純 資 産 の 部 )	
固 定 資 産	23,848	株 主 資 本	18,897
有形固定資産	143	資 本 金	2,167
建物	147	資 本 剰 余 金	4,445
減価償却累計額	△ 90	資 本 準 備 金	2,142
建物(純額)	57	その他資本剰余金	2,302
工具、器具及び備品	304	利 益 剰 余 金	12,284
減価償却累計額	△ 217	その他利益剰余金	12,284
工具、器具及び備品(純額)	86	繰越利益剰余金	12,284
無形固定資産	1,102	自 己 株 式	△ 0
ソフトウェア	1,102	評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
その他	0	その他有価証券評価差額金	0
投資その他の資産	22,601	新 株 予 約 権	135
投資有価証券	10		
関係会社株式	21,286		
関係会社出資金	37		
関係会社長期貸付金	218		
敷金及び保証金	410		
繰延税金資産	730		
その他	20		
貸倒引当金	△ 112	純 資 産 合 計	19,032
資 産 合 計	30,748	負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,748

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	8,435
売上原価	711
売上総利益	7,724
販売費及び一般管理費	6,888
営業利益	836
営業外収益	
受取利息	15
受取配当金	1,929
業務受託手数料	795
その他	18
営業外費用	
為替差損	24
支払払利息	29
貸倒引当金繰入額	85
経常利益	139
特別損失	3,455
固定資産除却損	10
関係会社株式評価損	3
関係会社株式売却損	15
投資証券評価損	19
その他	48
税引前当期純利益	3,406
法人税、住民税及び事業税	537
法人税等調整額	△ 70
当期純利益	2,940

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 余 本 金			資 余 本 金 計	利 益 金 他 益 金 繰 上 金 繰 上 金 繰 上 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 余 本 金	資 余 本 金	資 余 本 金				
平成29年4月1日高	2,153	2,128	2,302	4,430	9,821	△ 0	16,405	
事業年度中の変動額								
新株の発行	14	14	—	14	—	—	29	
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 477	—	△ 477	
当期純利益	—	—	—	—	2,940	—	2,940	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	14	14	—	14	2,463	△ 0	2,492	
平成30年3月31日高	2,167	2,142	2,302	4,445	12,284	△ 0	18,897	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
平成29年4月1日高	0	0	110	16,515
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	29
剰余金の配当	—	—	—	△ 477
当期純利益	—	—	—	2,940
自己株式の取得	—	—	—	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 0	△ 0	25	25
事業年度中の変動額合計	△ 0	△ 0	25	2,517
平成30年3月31日高	0	0	135	19,032

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品及び製品、仕掛品、貯蔵品 主として移動平均法による原価法を採用しております。  
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 5～6年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づき償却を行っております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

③ ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| ① 消費税等の会計処理             | 税抜方式によっております。                                      |
| ② 連結納税制度の適用             | 当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。                      |
| ③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権	2,127百万円
関係会社に対する金銭債務	96百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	2,741百万円
営業取引以外の取引	2,745百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	155株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	19百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	55百万円
ソフトウェア減価償却超過額	185百万円
関係会社出資金評価損	35百万円
関係会社株式評価損	495百万円
投資有価証券評価損	6百万円
資産除去債務否認	11百万円
減損損失	2百万円
会社分割関連	90百万円
その他	10百万円
繰延税金資産合計	912百万円

(繰延税金負債)

関係会社株式有償減資	134百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
繰延税金負債合計	134百万円
繰延税金資産の純額	777百万円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 エス・エム・エス ファイナンス サービス	(所有) 直接 100%	資金の貸付	短期貸付	500	関係会社 短期貸付 金	500
	株式会社 エス・エム・ エスカリア	(所有) 直接 100%	業務受託 役員の兼任	ロイヤル ティ手数料 等 (注1)	1,946	売掛金	251
				管理業務 受託 (注2)	787	未収入金	—
				連結納税 個別帰属 額	558	未収入金	558
SENIOR MARKETING SYSTEM SDN. BHD.	(所有) 直接 81% 間接 19%	役員の兼任	増資の引受 (注3)	339	—	—	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等は以下のとおりです。

(注1) ロイヤルティ手数料等については、実績に応じた収入額の算定を行っております。

(注2) 管理業務受託については、実績に応じた収入額の算定を行っております。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 435円21銭

(2) 1株当たり当期純利益 67円74銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社エス・エム・エス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 元 寿 文 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 脇 本 恵 一 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社エス・エム・エス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 元 寿 文	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	脇 本 恵 一	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

株式会社エス・エム・エス 監査等委員会

監査等委員長 松 林 智 紀 ㊟

監査等委員 矢 野 拓 也 ㊟

監査等委員 伍 藤 忠 春 ㊟

(注) 監査等委員松林智紀、矢野拓也及び伍藤忠春は、会社法第2条第15条及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。このような方針に基づき当期につきましては、配当を実施できると判断いたしましたので、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金13円、総額564,470,985円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社及び当社子会社の事業領域の拡大または事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）において、事業の目的を追加し、号数の変更を行うものであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～7. (省略)	1～7. (現行どおり)
8. 介護・医療・健康・経営・人事・教育・IT・市場調査・資産運用およびその他に関するコンサルティングならびに営業代行	8. 介護・医療・健康・ <u>障害福祉・保育</u> ・経営・人事・教育・IT・市場調査・資産運用およびその他に関するコンサルティングならびに営業代行
9～14. (省略)	9～14. (現行どおり)
15. 集金代行業、 <u>金融業</u> および <u>ファクタリング業</u>	15. 集金代行業、 <u>金融業</u> 、 <u>ファクタリング業</u> および <u>貸金業</u>
16. 医療人材および介護人材の育成全般に係わる <u>教育研修事業</u>	16. 医療人材、 <u>介護人材</u> 、 <u>障害福祉人材</u> および <u>保育人材</u> 等の育成全般に係わる <u>教育研修事業</u>
17. (省略)	17. (現行どおり)
18. 介護、医療、健康、障害福祉、生活支援等に関するサービスの提供	18. 介護、医療、健康、障害福祉、 <u>保育</u> 、 <u>生活支援</u> 等に関するサービスの提供
19～20. (省略)	19～20. (現行どおり)
(新設)	<u>21. 電気通信事業</u>
<u>21～23.</u> (省略)	<u>22～24.</u> (現行どおり)

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会において異論のない旨を確認しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式株数
1	ごとう なつ き 後藤 夏 樹 (昭和51年2月25日生)	平成16年4月 アイ・ビー・エム ビジネスコンサル ティング サービス(株)(現日本ア イ・ビー・エム(株) 入社 平成19年5月 (株)ベイカレントコンサルティ ング入社 平成19年12月 当社入社 平成20年4月 当社経営企画室長 平成21年3月 当社管理本部長 平成21年6月 当社取締役 平成25年4月 当社海外事業本部長 平成26年4月 当社代表取締役社長 (現任) 当社介護事業本部長 平成29年4月 当社事業開発本部長  (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)取締役	普通株式 60,043株
取締役候補者とした理由 後藤夏樹氏は、平成21年の取締役就任以来、管理部門、海外、介護事業等様々な部門を率い、多様なマネジメントの経験を有しています。また、平成26年からは代表取締役として全社を率い、大幅な増収増益を継続させています。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の株数
2	すぎ ぎき まさと 杉 崎 政 人 (昭和50年10月15日生)	平成10年4月 三井リース事業(株)(現JA三井リース(株))入社 平成16年3月 (株)アッカ・ネットワークス入社 平成21年4月 当社入社 平成21年10月 当社総務部長 平成23年4月 当社経営管理部長 平成27年4月 当社経営管理本部長(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)監査役	普通株式 13,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>杉崎政人氏は、平成21年の当社入社より、総務部長・経営管理部長・経営管理本部長として管理部門を率い、その強化に尽力してきました。また、平成28年からは取締役に就任し、豊富な経験を活かし、引き続き当社の成長に貢献しています。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 上記各候補者の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式株数
1	ごとうただはる 伍 藤 忠 春 (昭和25年1月9日生)	昭和48年4月 厚生省（現厚生労働省）入省 平成15年8月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 平成17年11月 財長寿社会開発センター理事長 平成19年11月 当社社外取締役 平成22年9月 日本製薬工業協会理事長（現任） 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員）  （現任）  （重要な兼職の状況） 日本製薬工業協会理事長	普通株式 4,142株
2	まつばやしともき 松 林 智 紀 (昭和48年2月5日生)	平成12年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属弁護士となる） 田辺総合法律事務所入所 平成14年7月 日本銀行入行 平成16年2月 田辺総合法律事務所復帰 平成19年11月 当社社外取締役 平成19年12月 田辺総合法律事務所パートナー 平成22年6月 当社監査役 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員）  （現任） 平成29年3月 のぞみ総合法律事務所入所 平成30年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー  （現任）  （重要な兼職の状況） のぞみ総合法律事務所パートナー	普通株式 79株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
3	※ 伊藤耕一郎 (昭和47年9月26日生)	<p>平成9年4月 ゴールドマン・サックス証券(株)東京支店入社</p> <p>平成17年11月 税理士法人中央青山(現PwC税理士法人)入社</p> <p>平成23年5月 伊藤国際会計税務事務所開業(現任)</p> <p>平成24年1月 ノベル国際コンサルティング有限責任事業組合パートナー(現任)</p> <p>平成26年2月 Bridge Capital Asset Management(株)監査役(現任)</p> <p>平成28年5月 アクトアドバイザーズ(株)取締役(現任)</p> <p>平成29年2月 VISITS Technologies(株)監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 伊藤国際会計税務事務所</p>	—

(注) 1. ※印は、新任の候補者であります。

2. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 伍藤忠春氏、松林智紀氏及び伊藤耕一郎氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は、伍藤忠春氏及び松林智紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、伊藤耕一郎氏の選任が承認可決された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

4. 伍藤忠春氏、松林智紀氏及び伊藤耕一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

(1) 伍藤忠春氏につきましては、厚生労働省在籍時の知見並びに現在の理事長職を通じ、当社の事業環境への深い理解と見識があり、当社の当面の事業展開のみならず、長期的展開につき大所高所からのアドバイスを期待でき、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。

(2) 松林智紀氏につきましては、弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有し、さらに、一般株主と利

益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。なお、同氏は過去、当社と法律顧問契約の取引関係がある田辺総合法律事務所のパートナー弁護士でありましたが、当時より当社の依頼案件には関与しておらず、また、現在はのぞみ総合法律事務所に移籍しております。のぞみ総合法律事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (3) 伊藤耕一郎氏につきましては、公認会計士・税理士として長年にわたり活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有し、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。
5. 伍藤忠春氏及び松林智紀氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役選任に選ばれた場合、当社は伍藤忠春氏、松林智紀氏との間で、上記責任限定契約を継続し、伊藤耕一郎氏との間で、上記責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。
  6. 伍藤忠春氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会の終結の時をもって監査等委員として2年、社外取締役として10年7ヶ月となります。
  7. 松林智紀氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
  8. 伍藤忠春氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外取締役）であったことがあります。
  9. 松林智紀氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外取締役・監査役）であったことがあります。
  10. 伍藤忠春氏及び松林智紀氏の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式株数
<p style="text-align: center;">矢野拓也 (昭和54年4月20日生)</p>	平成14年10月 中央青山監査法人入社	—
	平成18年11月 日興プリンシパル・インベストメンツ(株)入社	
	平成21年6月 矢野公認会計士事務所・矢野拓也税理士事務所開業	
	平成21年9月 (株)スマイルスタッフ監査役	
	平成22年1月 サン共同会計事務所代表パートナー	
	平成22年3月 アクトアドバイザーズ(株)代表取締役(現任)	
	平成23年7月 (株)DoCLASSE入社	
	平成24年3月 (株)朝日アドテック監査役(現任)	
	平成25年10月 (株)FNC MUSIC JAPAN INC. 監査役(現任)	
	平成25年11月 (株)アイジェット取締役	
	平成26年12月 (株)マーキュリーファイナンシャルプレイ ン代表取締役	
	平成27年1月 東日興産(株)監査役(現任)	
	平成27年6月 当社社外監査役	
	平成28年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	
	平成28年6月 アクトアドバイザーズ会計事務所代表 (現任)	
	平成30年2月 アクトアドバイザーズ税理士法人代表社員(現任)	
<p>(重要な兼職の状況)</p> アクトアドバイザーズ株式会社代表取締役 アクトアドバイザーズ会計事務所代表 アクトアドバイザーズ税理士法人代表社員		

- (注) 1. 矢野拓也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 矢野拓也氏は、補欠の社外取締役候補者であります。本議案が承認可決された場合において、矢野拓也氏が社外取締役に就任したときは、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 矢野拓也氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。  
矢野拓也氏は、公認会計士・税理士として長年にわたり活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有し、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。
4. 本議案が承認可決された場合において、矢野拓也氏が監査等委員である取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上





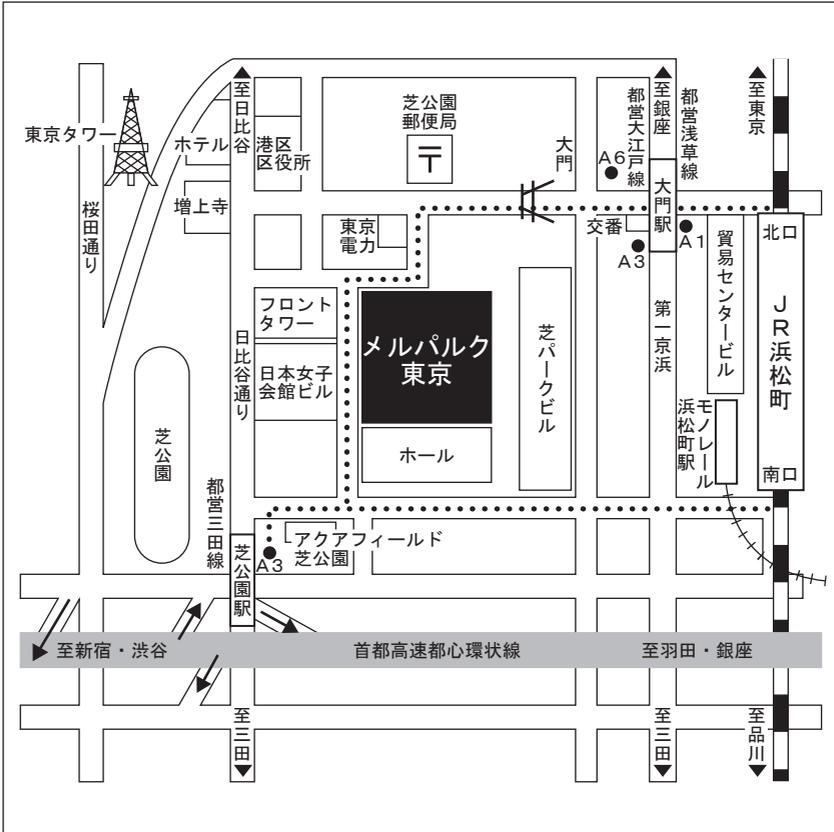


# 株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目5番20号

メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」

電話 03 (3433) 7211



## 最寄駅

都営地下鉄 三田線 芝公園駅(A3出口)より徒歩2分

都営地下鉄 浅草線・大江戸線 大門駅(A3・A6出口)より徒歩4分

J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅(北口・南口)より徒歩8分

モノレール 浜松町駅(北口)より徒歩8分